

羽曳野市における外部通報の処理等に関する要綱

制 定 令和 5 年 3 月 2 日

最近改正 令和 7 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する行政機関等に対して行われる同項の公益通報等であって、本市に対して行われるものとの事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「外部通報者」とは、外部通報をした者をいう。

2 この要綱において「外部通報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第 2 条第 1 項に規定する公益通報であって、これに係る通報対象事実について本市が処分・勧告等の権限を有するもの

(2) 法第 2 条第 1 項各号に掲げる者が、次のいずれかに該当する場合において、同項に規定する役務提供先又は当該役務提供先の事業に従事する場合における役員、従業員、代理人その他の者について、法別表に掲げる法律以外の法律に規定する罪の犯罪行為の事実若しくは当該法律に規定する過料の理由とされている事実又は当該法律の規定に基づく処分に違反することが当該犯罪行為の事実若しくは当該過料の理由とされている事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が当該法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)であって、本市がその処分・勧告等の権限を有するもの(以下この号及び第 3 項において「法定外違反事実」という。)が生じ、若しくはまさに生じようとしている旨を通報するもの

ア 法定外違反事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合

イ 法定外違反事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次号において同じ。)を提出する場合

- (ア) 外部通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (イ) 法定外違反事実の内容
- (ウ) 法定外違反事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- (エ) 法定外違反事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきであると思料する理由

(3) 法第2条第1項各号に掲げる者以外の者であって、通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められるもの(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。)が、法第3条第2号に規定する場合に該当し、かつ、通報対象事実であって、本市がその処分・勧告等の権限を有するものが生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報するもの

- 3 この要綱において、「処分・勧告等」とは、命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為又は勧告その他処分に当たらない行為をいう。
- 4 この要綱において「主管課」とは、通報対象事実又は法定外違反事実(以下「通報対象事実等」という。)に対する処分・勧告等の権限に関する事務を分掌する課をいう。
- 5 前各項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(通報対応責任者)

第3条 本市に、外部通報の処理を適切に行うため、通報対応責任者を置く。

- 2 通報対応責任者は、総務部長(総務部長が第10条第1項各号に該当する場合にあっては、政策企画部長)をもって充てる。
- 3 通報対応責任者は、外部通報の処理に関する事務を総括し、通報対応業務従事者を指揮監督する。

(通報対応業務従事者)

第4条 通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしているかどうかに関する調査(以下「調査」という。)及び通報対象事実等の発生を防止し、又はこれを是正するための措置(以下「是正措置」という。)の実施に必要な事務を行わせるため、総務部総務課に通報対応業務従事者2人を置く。

- 2 通報対応業務従事者は、通報対応責任者の命を受けて、前項に規定する事務を行う。

3 通報対応業務従事者は、第1項に規定する事務の処理経過について、通報対応責任者に報告しなければならない。

4 通報対応業務従事者は、総務部総務課の長(以下「総務課長」という。)及び総務部総務課の職員のうちから、通報対応責任者が指名する者をもって充てる。

(受付窓口)

第5条 外部通報を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を総務部総務課に置く。

2 受付窓口は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 外部通報の受付に関する事務。
- (2) 通報者との連絡に関する事務。
- (3) 主管課との連絡に関する事務。
- (4) 外部通報に係る相談に関する事務。

3 受付窓口の業務は、通報対応業務従事者が行う。

(通報の受付)

第6条 通報対応業務従事者は、通報を受けた場合において、当該通報が書面、電子メールその他通報者が通報の到着を確認できない方法によって行われたときは、当該通報を受領した旨を通報者に通知するよう努めるものとする。

2 通報者は、自己の氏名を明らかにせずに通報することができる。

3 通報対応業務従事者は、通報を受けた場合において、当該通報に係る法令違反事実について本市が処分・勧告等の権限を有しないときは、遅滞なく、当該法令違反事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関を通報者に教示するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第7条 通報対応業務従事者は、外部通報等を受けた場合において、本市が通報対象事実等について処分・勧告等の権限を有するときは、正当な理由がある場合を除き、主管課の長に調査の実施を指示するものとする。この場合において、通報者が自己の氏名を主管課の長に通知されることを希望しないときは、通報対応業務従事者は、通報者の氏名を明らかにすることなく、当該指示をするものとする。

2 通報対応業務従事者は、正当な理由があるときを除き、主管課の長に対する指示の有無を通報者に通知するものとする。

3 前項の規定による指示を受けた主管課の長は、調査を実施するときはその旨を、調査を実

施しないときはその旨を理由とともに通報対応業務従事者に報告するものとする。この場合において、通報対応業務従事者は、正当な理由があるときを除き、遅滞なく主管課の長の回答内容を通報者に通知するものとする。

- 4 主管課の長は、調査を終えたときは、速やかに調査の結果及び概要を通報対応業務従事者に報告するものとする。
- 5 通報対応業務従事者は、前項の規定による報告を受けた場合において、調査が不十分であると認めるときは、主管課の長に対し、追加の調査を指示するものとする。
- 6 主管課の長は、前項の規定による指示を受けた場合において、追加の調査を終えたときは、速やかに当該調査の結果及び概要を通報対応業務従事者に報告するものとする。

(是正措置)

第8条 主管課の長は、調査の結果、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると認めるときは、速やかに是正措置をとるとともに、是正措置の内容を通報対応業務従事者に報告するものとする。

- 2 通報対応業務従事者は、第1項の規定による是正措置の内容に関する報告を受けた場合において、是正措置が不十分であると認めるときは、主管課の長に対し、追加の是正措置をとるよう指示するものとする。
- 3 主管課の長は、前項の規定による指示を受けた場合において、追加の是正措置を終えたときは、速やかに当該是正措置の内容を通報対応業務従事者に報告するものとする。
- 4 主管課の長は、是正措置をとった後において、なお通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、改めて調査を実施し、その結果に応じて必要な是正措置をとるものとする。

(調整結果及び是正措置に関する通知)

第9条 通報対応業務従事者は、第7条第4項又は第6項の規定による調査の結果及び概要の報告を受けた場合において、その内容が通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると認められないものであるときは、正当な理由がある場合を除き、当該調査の結果及び概要を通報者に通知するものとする。

- 2 通報対応業務従事者は、前項に規定する報告の内容が通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると認められるものであるときは、正当な理由がある場合を除き、当該調査の結果及び概要並びに前条第1項及び第3項の規定により報告された是正措置の内容を

通報者に通知するものとする。

- 3 前項の場合において、通報対応業務従事者は、第7条第4項又は第6項の規定による調査の結果及び概要の報告を受け、前条第1項及び第3項の規定による是正措置の内容に係る報告が行われるまでに相当の期間を要すると認めるときは、通報者に対し、当該調査の結果及び概要を通知した後に当該是正措置の内容を通知するものとする。
- 4 前3項の場合において、調査の結果及び概要又は是正措置の内容に係る情報に、調査に協力した者を特定させる情報その他の通報者以外の者の正当な利益を害するおそれのある情報が含まれているときは、通報対応業務従事者は、当該情報の全部又は一部を削除し、又は当該情報を復元することのできない方法により他の情報に置き換える等の加工をした上で、調査の結果及び概要又は是正措置の内容を通報者に通知するものとする。ただし、当該加工を施して得た情報を通知することにより調査の概要又は是正措置の内容を通知する趣旨を達成できないと認めるときは、調査の結果及び是正措置の実施の有無のみを通知することができる。

(除斥)

第10条 通報対応責任者、通報対応業務従事者及び主管課の長は、次に掲げる場合(第1号にあっては、同号ア又はイに掲げる者の氏名その他の情報により当該者と通報対応業務従事者又は主管課の長が親族関係にあるかどうかを確認することができる場合に限る。)には、通報の受付及び処理に関する事務の遂行から除斥される。

(1) 次に掲げる者と親族関係にある場合

ア 通報者

イ 通報に係る違法行為を行う者

(2) 通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることや調査の結果に基づく措置により実質的に不利益を受ける場合

2 前項各号のいずれかに該当する通報対応業務従事者及び主管課の長は、その旨を通報対応責任者に報告しなければならない。

3 除斥の決定は、通報対応責任者が行う。この場合において、除斥された者に代わって事務を行う者は、通報対応責任者が指定する。

(情報共有の制限及び探索の禁止)

第11条 通報対応責任者、通報対応業務従事者及び調査を実施する主管課の長並びにこれら

の者であった者(以下この項において「情報取扱者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、情報取扱者以外の者との間で通報者を特定させる情報を共有してはならない。

2 本市の職員は、前項の通報者の探索をしてはならない。

(通報者等に対する情報提供)

第 12 条 通報対応責任者及び通報対応業務従事者は、通報者又は調査に協力した者から、通報したこと又は調査に協力したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けている旨の申出を受けたときは、消費者庁の公益通報者保護制度に関する相談窓口、各都道府県労働局を紹介する等通報者の保護に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(制度の周知)

第 13 条 通報対応責任者は、この要綱に基づく制度について、本市の職員に周知するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第 14 条 総務課長は、この要綱の運用状況について、毎年度の終了後、遅滞なく公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。